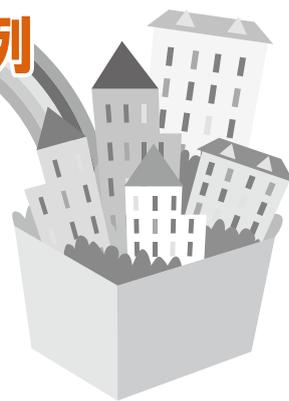


# 高浜市公共施設マネジメント基本条例 (素案)に対する皆さんの意見と市の 対応について概要をお知らせします



「高浜市公共施設マネジメント基本条例（素案）」をよりよいものとするため、パブリックコメント（市民の皆さんからの意見募集）を実施しました。

## ◆実施結果の概要

意見募集期間 7月1日～31日	提出意見 6件	提出人数 6人	対応結果			
			①修正 0件	②原案どおり 2件	③意見として承り 0件	④その他 4件

### 【意見への対応】

- ①修正……………意見に基づいて、原案を修正
- ②原案どおり……………意見を検討したが、原案どおりとする
- ③意見として承り……………原案の内容以外の意見を承った
- ④その他……………感想や質問など

## ◆おもな意見の概要と市の回答

意見の対象箇所	意見概要	市の考え方	対応結果
条例案全体	<p>条例体裁は標準的だが、抽象的で具体表現が無く、改革、革新を図るといった意気込みは感じられない。</p> <p>四方約5kmの小規模な街で、市財政は潤沢に無く、ハコモノ構築の基本要件は、最少投資で最大効果を発揮する工夫や抜本的な意識改革と思う。</p> <p>その工夫案として、ハコモノの集約化と複合化を提案する。</p> <p>施設マネジメントに、方向性（コンセプト）と長期計画の視覚化（見える化）も条例に加えてはと感じた。</p>	<p>「高浜市公共施設あり方計画（案）」において、徒歩圏が維持できるというコンパクトな地域特性を考慮した施設配置を行うため、「『学校』を地域コミュニティの拠点として位置づけ、他の施設との複合化を視野に入れた施設の改修・建替えを行う」こととしています。</p> <p>また、公共施設マネジメントに関する長期計画としては、本条例案第4条第1項および第3項に掲げる計画にあたる、20年間の公共施設等総合管理計画および長期財政計画を平成27年度に策定し、公表していきます。</p>	②原案どおりとします
第2条用語の意味 (2) 公共施設マネジメント	<p>公共施設マネジメントの“マネジメント”には「適正化」の意味があり、平準化と限定することに無理があるように思われる。</p> <p>公共施設あり方計画の用語集においても「平準化」という限定的な使用はしていないのではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、公共施設マネジメントとは、大きくは公共施設の「適正化」を図るものと考えていますが、「適正化」といっても、何をもち「適正」とするかについてはさまざまな考え方があります。</p> <p>このことから、本条例案第2条第2号において、市の将来を見据え、身の丈にあった「公共施設を効率的かつ効果的に配置し、管理運営することにより、行政サービスの向上を図ること」を高浜市にとっての公共施設の「適正化」として、明文化しています。</p>	②原案どおりとします

★詳しくは市公式ホームページで紹介しています。

問合せ先 困行政グループ ☎52-1111（内線351）